

第11号議案

平成30年度京都府一般会計補正予算（第2号）

平成30年度京都府の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,641,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ880,878,204千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（府債の補正）

第2条 府債の変更は、「第2表府債補正」による。

平成30年7月13日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		68,586,271 ^{千円}	5,202,500 ^{千円}	73,788,771 ^{千円}
	1 国庫負担金	41,673,240	5,193,500	46,866,740
	2 国庫補助金	25,186,271	9,000	25,195,271
12 繰入金		8,447,524	698,500	9,146,024
	2 基金繰入金	7,729,143	698,500	8,427,643

款	項	補正前の額	補正額	計
15 府 債		114,634,000 ^{千円}	4,740,000 ^{千円}	119,374,000 ^{千円}
	1 府 債	114,634,000	4,740,000	119,374,000
歳 入	合 計	870,237,204	10,641,000	880,878,204

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		46,632,205 ^{千円}	116,000 ^{千円}	46,748,205 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	23,926,258	6,000	23,932,258
	2 企 画 費	7,400,216	110,000	7,510,216
3 民 生 費		156,099,700	74,000	156,173,700
	1 社 会 福 祉 費	123,938,468	12,000	123,950,468
	4 災 害 救 助 費	51,199	62,000	113,199
4 衛 生 費		24,142,466	7,000	24,149,466
	5 環 境 対 策 費	3,412,448	7,000	3,419,448
6 農 林 水 産 業 費		20,232,958	633,000	20,865,958
	1 農 業 費	6,201,277	25,000	6,226,277
	2 茶 業 費	343,743	2,000	345,743
	5 林 業 費	6,465,403	603,000	7,068,403
	6 水 産 業 費	1,233,493	3,000	1,236,493
7 商 工 費		76,226,179	35,000	76,261,179

	1 商 工 業 費	75,316,511	35,000	75,351,511
8 土 木 費		63,648,736	2,316,000	65,964,736
	2 道 路 橋 り よ う 費	19,946,947	630,000	20,576,947
	3 河 川 海 岸 費	19,453,485	1,400,000	20,853,485
	6 公 園 費	2,007,179	99,000	2,106,179
	7 住 宅 費	4,169,490	187,000	4,356,490
10 教 育 費		169,178,361	18,000	169,196,361
	6 大 学 費	12,129,144	10,000	12,139,144
	8 文 化 財 保 護 費	2,534,685	8,000	2,542,685
11 災 害 復 旧 費		3,071,505	7,442,000	10,513,505
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	317,077	784,000	1,101,077
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,754,428	6,579,000	9,333,428
	3 庁 舎 等 災 害 復 旧 費	0	79,000	79,000
12 公 債 費		113,173,233	0	113,173,233
	1 公 債 費	113,173,233	0	113,173,233
歳 出 合 計		870,237,204	10,641,000	880,878,204

第2表 府債補正

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北近畿タンゴ鉄道災害復旧事業費	—	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。	110,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 10.0以内	1 償還期間は、30年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。 3 必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。
社会福祉施設等災害復旧事業費	—				2,000			
自然環境保全地域等災害復旧事業費	—				7,000			
治山事業費	859,000				1,039,000			
道路事業費	8,916,000				9,294,000			
砂防事業費	1,418,000				1,783,000			
河川事業費	5,392,000				5,560,000			
自然公園事業費	82,000				121,000			
都市公園事業費	372,000				408,000			
文化財災害復旧事業費	—				14,000			
自然災害防止事業費	753,000				933,000			
現年発生補助災害土木復旧事業費	219,000				1,916,000			
単独災害土木復旧事業費	800,000				2,300,000			

現年発生補助災害林地荒廃防止施設復旧事業費	—				10,000			
単独災害漁港施設復旧事業費	—				10,000			
現年発生補助災害水田・茶園等復旧事業費	—				3,000			
現年発生補助災害林道復旧事業費	—				2,000			
府立学校施設災害復旧事業費	—				19,000			
単独災害庁舎等復旧事業費	—				18,000			
災害援護資金貸付事業費	—		—	—	2,000		無利子	1 償還期間は、12年以内（据置期間を含む。）とする。 2 償還は、元金不均等支払とする。 3 必要に応じて繰上償還することができる。
計	114,634,000				119,374,000			